

# 令和5年度第2回河南町地域公共交通会議

## 協議書

### 1. 議案

#### (1) 金剛自動車株のバス事業廃止に伴う広域協議会の設置について（資料-1）

##### 1. 運行事業者からの廃止申出

令和5年9月11日に、金剛自動車株からバス事業の事業廃止届が交通会議会長あてに提出されました。（別紙1参照）

##### 2. 路線廃止の手続き

バス路線を廃止する予定日の6月前までに、運輸局に届出しなければならない。国では、関係自治体及び利害関係人に対して、路線の廃止が利用者の利便性を阻害しないことについての意見を聴取のうえ、路線廃止の手続きを行う。

また、廃止予定日の6月以降に届出するには、地域協議会での協議（合意）手続きが必要となっており、こうした道路運送法などの規定に基づき、今般の路線廃止に関する協議を本交通会議で行うものとする。

##### 3. 関係法令の規定

###### 【道路運送法（抜粋）】

（事業計画の変更）

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止）

第三十八条 略

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

###### 【道路運送法施行規則（抜粋）】

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

(2) 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。

（以下同じ。）において協議が調った場合

(3) 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

#### 4. 広域協議会での協議について

今回の廃止申出では、令和5年12月20日をもってバス事業を廃止するというもので、金剛自動車株式会社の全路線が廃止されることとなります。金剛自動車株式会社の路線は、近鉄長野線富田林駅及び喜志駅を起点に、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の4市町村に渡る広域的な路線網となっており、今後、急務となる代替交通の確保など、河南町単独での課題解決は困難であることが明白であります。

#### 5. 広域協議会の設置について

4市町村で構成する協議会については、「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」として設置します。(規約については、別紙2参照)

上記を踏まえ、早急に沿線4市町村で構成する広域協議会を設置し、国・府の助言を受けながら検討していくことについて、承認いただくものです。